

# GLOBE

グローブ 2014 春

77



(公財) 世界人権問題研究センター

# 京都府発達障害者支援センター

## はばたき

京都府にお住まいの発達障害(自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、注意欠陥/多動性障害、学習障害等)のある方とご家族が、地域のなかで安心して、より豊かに生活できるように支援するセンターです。

ご本人・ご家族に対する支援、関係機関への助言、発達障害に関する普及・啓発を行っています。

ご利用は、京都府(京都市を除く)にお住まいの発達障害のあるご本人とご家族、および関係機関・施設など。対象となる方の年齢は問いません。

※京都市在住の方は「京都市発達障害者支援センター かがやき」をご利用ください。(TEL:075-841-0375)

### 「はばたき」相談電話番号

# ☎075-644-6565

月曜日～金曜日(年末年始・祝日除く) 9時～12時、13時～16時  
来所相談:予約制(まず、電話でご連絡下さい)

・相談で知れた個人情報はすべて守秘されます。相談にかかる費用は無料です。

## 発達障害者圏域支援センター

お住まいの各地域には「発達障害者圏域支援センター」がありますので、身近な相談窓口としてご利用ください。必要に応じて「はばたき」が協力をして支援いたします。



### 丹後圏域

(宮津市、京丹後市、与謝野町、伊根町)

◆障害者生活支援センター「結」

宮津市字惣399

☎ 0772-22-3915

### 中丹圏域

(福知山市、舞鶴市、綾部市)

◆福知山市障害者生活支援センター「青空」

福知山市内記10-18 福知山市総合福祉会館内

☎ 0773-24-4439

### 南丹圏域

(亀岡市、南丹市、京丹波町)

◆花ノ木医療福祉センター

亀岡市大井町小金岐北浦37-1

☎ 0771-23-0701

### 乙訓圏域

(向日市、長岡京市、大山崎町)

◆乙訓ひまわり園

向日市上樺野町五ノ坪11-1

☎ 075-935-0101

### 山城北圏域

(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治原町)

◆障害児(者)地域療育支援センターういる

城陽市枇杷在中奥田49-1

☎ 0774-54-3109

### 山城南圏域

(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)

◆障害者生活支援センター「あん」

木津川市山城町上狛前畑12-4

☎ 0774-86-3126

# GLOBE

GLOBE No. 77 2014 spring 目次

## お断り

当センターが実施しております「人権大学講座」と「講座・人権ゆかりの地をたずねて」につきましても、今年度から両者を統合し、7月から開講する予定です。詳しい日程等は、当センターホームページ、及びグローバル2014夏号（7月中旬発行予定）に掲載します。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

歴史随想	百済王の二つの史脈（下）……………	上田 正昭	2
外部寄稿	「京都市エネルギー政策推進のための戦略」 について……………	佐伯 康介	4
国際人権・随想	アジア諸国と人権（その三七）……………	安藤 仁介	6
研究第一部	国際人権法講義雑感……………	薬師寺公夫	8
研究第二部	中世大和の一向宗と穢多村の真宗受容……………	吉田栄治郎	10
研究第三部	平和記念館と「満州」……………	田中 隆一	12
研究第四部	『いろはうたで詠む女人禁制』について……………	源 淳子	16
研究第五部	「スマホ」雑感……………	山ノ内裕子	18
研究部の報告	人権問題シンポジウム「職人への眼差し」 ― 手技・行商・都市民 ― 開催報告……………	山本 崇記	20
研究員紹介	2014年度研究員一覧……………		24

【連載】 人権のゝ館、岡まさはる記念長崎平和資料館 仲尾 宏 26

GLOBE（グローブ） ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「アツ桜（白大輪）」〈NPO 法人日本写真協会会員 笠本眞理氏提供〉

# 百済王の二つの史脈(下)



研究センター理事長  
京都大学名誉教授  
上田 正昭

国にとどまった王子善光は持統朝に百済王を名乗ることを許される。その後裔が奈良時代から平安時代にかけて実力を發揮して政界に重きをなした。その善光の曾孫が『GLOBE』73号でも述べた百済王敬福きょうふくである。

古代日本とゆかりの深い百済王には、武寧王とは別に、百済の事実上の最後の王といつてよい義慈王の流れがあった。六六〇年の六月から唐・新羅の連合軍が百済を挟み撃ちにして百済は滅び、九月には義慈王や王族をはじめとす一万二千人が唐へ連れ去られた。

舒明天皇の代にその義慈王の子である豊璋ほうしょうと善光(禪広とも書く)は倭国へ渡来したが、百済の復興を願う遺臣たちは、王子豊璋の帰国を求めた。しかし六六三年八月の白村江の戦いで敗北した豊璋は、高句麗へ逃亡、倭

百済王敬福は天平二十一年(七四九)の二月、東大寺大仏開眼のために、總計で黄金九百両を献上したが、敬福と東北の陸奥とのかかわりはかなり早い。そのことは任官のプロセスにも反映されている。敬福は天平十年四月すでに陸奥介になっており、天平十五年の六月正式に陸奥守に就任しているのをもてみてもわかる。一時上總守に転じたが、天平十八年の九月には再び陸奥守に返り咲き、黄金献上の功によっていちやく従三位に昇進して宮内卿になった。そしてさらに河内守を兼任することになる(天平勝宝二年のころ)。

ついでながらいえば天平勝宝四年(七五二)の五月には常陸守、その後出雲守・伊豫守・讃岐守を歴任、天平神護二年(七六六)の六月二十八日、刑部卿従三位を最後に六十九歳で没した。

敬福が河内守であったところに創建されたとする説が有

力な百済寺の跡（枚方市中宮）は、発掘調査によって東西両塔の薬師寺式伽藍配置で、国の特別史跡になっている。そのころからこの地域は百済王氏の有力な本拠地となり、近くに敬福ゆかりの百済王神社が鎮座するのも偶然ではない。

この敬福の孫にあたる明信は、桓武天皇の信任をえて尚侍（内侍所の長官）となり、右大臣にまで昇りつめた藤原繼繩の妻になった。百済王氏の出自で桓武朝廷の後宮に入侍した女人は少なくとも九名におよぶ。百済王武鏡の娘は太田親王を生み、俊哲の孫娘貞香は駿河内親王を生んだ。明信の孫娘南子も伊登内親王をもうけている。延暦九年（七九〇）の二月二十七日、桓武天皇の「百済王らは朕が外戚なり」との詔がだされたのもこうしたありようにもとづく。

ここで改めて注目すべき史実がある。それはわが国で十一月冬至の日、中国皇帝と同じように都の南郊で郊祀を斎行した、確実な最初の天皇が桓武天皇であり、その場所が交野（枚方市片鉾本町のあたり）であったことだ。

それは『続日本紀』の延暦四年十一月十日の条や延暦

六年十一月五日の条で、はっきりとたしかめることができる。とくに延暦六年のおりは、その十月十七日に桓武天皇の交野への行幸があつて遊獵、藤原繼繩の別業（別荘）を行宮にしたばかりでなく、十一月の交野での郊祀の祭文は、百済王明信の夫（繼繩）が奉告したことを記す。

その祭文は唐の皇帝の郊祀の記録（『大唐郊祀録』）の中国皇帝の祭文と同じであり、わずかに最後の箇所すなわち「高紹天皇（光仁天皇）配神作主（神に配して祀る）、こひねがはくば饗けたまへ」という文が付け加えられた部分が異なるだけである。

桓武天皇は延暦二年から延暦二十一年までの間に、交野への行幸を十三回もされているが、そのうちの延暦十二年十一月十日の場合はその日が冬至であり、おそらく郊祀のためであったと考えられる。

前述したように交野の地は百済王氏の有力な本拠地であつて、いかに桓武朝廷と百済王氏とが深いつながりをもっていたかがうかがわれよう。百済王と皇室とのかわりは、けつして武寧王だけではなかつたのである。

## 「京都市エネルギー」

### 政策推進のための戦略」について



京都市地球環境・エネルギー政策監

佐伯 康介

「気候システムの温暖化については疑う余地がなく、1950年代以降に観測された変化の多くは、数十年から数千年間にわたって前例がないものである。大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位が上昇し、温室効果ガス濃度は増加している。」

平成25年9月に公表された「国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」第5次評価報告書は、こう切り出しています。

本報告書は、平成19年の第4次評価報告書以来6年ぶりとなるもので、この間に出された新たな研究成果に基づき、地球温暖化に関する自然科学的根拠の最新の知見

がとりまとめられています。温暖化の要因を「人間活動が、20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な要因であった可能性が極めて高い」とし、これまでの報告書よりも更に強い確信度を持って、地球規模での気候変動に関する警鐘を鳴らしました。

日本においても、昨年には、8月に高知県四万十市内で国内観測史上最高の気温41℃を記録したほか、9月に上陸した台風18号では、各地における記録的な豪雨により、数十年に一度しかないような非常に危険な状況として「大雨特別警報」が発令され、京都市内でも多くの被害が発生するなど、ゲリラ豪雨をはじめとした異常気象を身近に感じるようになりました。

一方、平成23年3月には、東日本大震災に伴う福島第一原発事故により甚大な被害が発生し、それまで基幹電源として位置づけられていた原発に対する信頼が大きく揺らぐとともに、大規模集中型電源に依存した電力供給構造の脆弱性が明らかになりました。

こうした中、未曾有の大災害から学んだ教訓を風化させることなく、本市は、市民・事業者にも近い基礎自治体としての役割を十分に果たすとともに、147万人の市民が暮らすエネルギーの大消費地として、市が推進すべきエネルギー政策の方向性を示す「京都市エネルギー政策推進のための戦略」を平成25年12月に策定しました。

この戦略では、「低炭素社会の構築」、「市民生活の安心安全」、「経済活動・雇用」といった総合的な観点を踏まえ、市民の生活の質の維持・向上につながる「原子力発電に依存しない持続可能なエネルギー社会」を目指しています。

また、戦略推進のための4つの視点である「京都の市民力や地域力」、「進取の気風に富んだ先進性」、「産学公連携による京都力」など京都の強みや京都の地に与えられた「豊かな自然の恵み」を最大限生かしながら、「徹底した省エネルギーの推進」をエネルギー政策の基本に据え、多様な「再生可能エネルギーの飛躍的な普及拡大」に取り組むとともに、こうした行動に大きく貢献するエネルギー・環境関連産業の育成・振興を通じて「グリーンイノベーション」を創出させ、地域全体でエネルギーを賢く使う「スマートシティ」を構築することなどを施策推進の柱に位置付け、積極的にエネルギー政策に取り組むこととしております。

いま、私たちの生活は、衣食住・労働・移動・娯楽など、あらゆる場面でエネルギーに支えられています。地球温暖化やエネルギーに係る問題が顕在化する現代社会において、これまでのエネルギーの大量消費を前提とした社会のあり方を見直すべき、大きな転換期を迎えていると思われまます。

1972年に、「かけがえのない地球」をキャッチフレーズとして、ストックホルムで国連人間環境会議が開かれ、環境の世界共通原則「人間環境宣言」が採択されました。その宣言には、「人は環境の創造物であると同時に、環境の形成者である。環境は人間の生存を支えるとともに、知的、道徳的、社会的、精神的な成長の機会を与えている。地球上での人類の苦難に満ちた長い進化の過程で、人は、科学技術の加速度的な進歩により、自らの環境を無数の方法と前例のない規模で変革する力を得る段階に達した。自然のままの環境と人によって作られた環境は、共に人間の福祉、基本的人権ひいては、生存権そのものの享受のため基本的に重要である。」と記されています。

「世界人権宣言」が、その後の世界の人権問題に大きな影響を与えたように、こうした時期にこそ、「人間環境宣言」の言葉の意味をしっかりと心に刻み、市民、事業者、NPO、関係団体など地域のあらゆる主体によるオール京都体制によって本戦略を着実に推進し、環境に配慮した、災害に強い自立分散型のエネルギー社会、また、エネルギー消費量の増大を伴うことなく発展し続けることのできる社会の構築を図ることにより、すべての人に優しい持続可能な低炭素社会の実現に向けて全力で取り組んで参ります。

## アジア諸国と人権（その三七）



研究センター所長  
京大名誉教授

安藤 仁介

ヴィエトナム国家（政府）が「国家の安全保障…を保護し…守るために」必要な規制を設けることができるという点で、問題になるのは「宗教団体」です。ヴィエトナムには周辺地域から入り現地化した儒教、道教や大乘仏教のほか、山岳部族の一部に自然崇拜的な土着信仰が見られますが、一六世紀以降ローマン・カトリック（旧教）が導入され、フランス植民地時代にとくに北部で急速に広がりました。ところが比較的最近、旧教は政府から大々的な迫害を受けています。その背景を知るためには、ヴィエトナムの近・現代史に目を向ける必要があります。

先に見たとおり、フランスは一九世紀後半にヴィエトナムを植民地化することに加えて、隣接するカンボディアとラオスを含めたフランス領インドシナ全体を政治的な支配下に置き、経済的には植民地として文字通り搾取する政策をとりました。この政策のもとで、経済面では、鉄道、道路、港湾、橋梁、運河などの公共施設の建設は、フランスの主導により進められ、その目的はインドシナ地域の潜在的な富を収奪することにあります。すなわち、一方で米、石炭、稀少鉱物、のちにはゴムなどの一次産品の輸出处として、他方でフランス工業品の輸出先として、フランスの企業や投資家の参入を税制や関税面で優遇しました。しかも、中長期的な地元産業の育成には配慮を尽くさず、せいぜい飲料用醸造所や蒸留所、小規模な砂糖精製所、精米所や製紙工場、ガラスやセメント工場、繊維工場の建設を促進して、現地住民の消費を奨励し、それによってフランス側投資家の短期かつ収奪的な利益回収を図ったのです。

そして、こうした経済的収奪をすすめるうえでフラン

スの意図貫徹を妨げるような、政治・行政面の障害は徹底的に排除されました。まず組織面では、フランス総督が行政組織を完全に西欧化し、本国から派遣された職員を要職に就けました。ヴィトナム王室との関係では、フランスの意図にそぐわない君主は退位させられ、フランス側の政策を受け入れる人物のみが王位に就くことができるとなりました。同様に、フランス側の政策促進に役立つ人物のみが地位の低い行政職に就くこととなりました。その結果、ヴィトナムの伝統的な官僚組織は実質的な力を奪われ、機能できなくなっていたのです。

政治・経済両面におけるフランスの植民地化政策によって、利益を得たのはフランス側と彼らに追従したごく少数のヴィエトナム人だけで、圧倒的多数のヴィエトナムの人びとは貧困と屈折感にさいなまれつづけました。かくして多数のヴィエトナム人の目に、資本主義経済は、植民地的収奪と結びついた外国支配の産物と映り、それが国民的抵抗運動の性格に抜きがたい影響を与えることとなったのです。

実は、フランスの植民地支配が手掛けられた一九世紀後半から、ヴィエトナム人の間に反植民地・反フランス的な動きが無かつたわけではありません。それも、初めは伝統的なヴィエトナムの体制への復帰を目指していましたが、二〇世紀に入るとフランス支配に反対するものの西側的な思想・科学・技術は受け入れる方向に転換し、第一次世界大戦後には民族解放運動は大きな高まりをみせます。しかしフランス側の徹底的な弾圧に抗して、運動の中心は地下のテロ活動に移らざるをえず、その中からホー・チ・ミンに率いられたヴィエトナム革命青年連盟が頭角をあらわし、一九三〇年にはヴィエトナム共産党（のちインドシナ共産党と改名）が組織されました。ただし一九四〇年、日本軍の仏印進駐・フランス軍非武装化後フランス側はバオ・ダイをヴィエトナム皇帝に任命し、かれは日本軍の保護下にヴィエトナムの独立を宣言します。他方ホー・チ・ミンは一九四一年、共産党の指導下にヴィエトナム独立連盟（ヴィエト・ミン）を結成し、連合国側に協力するようになります。

# 国際人権法講義雑感



研究センター客員研究員  
立命館大学大学院法務研究科教授

薬師寺 公夫

大学のロースクールと学部一般教育で国際人権法に関する科目を担当している。

ロースクールの方は、各種教科書を参考にしながら、法曹養成という趣旨に沿って国際人権法の理論的側面と実務的側面に考慮を払いながら少数者を対象とした講義を行っている。講義は、国連及び地域的な人権保障の制度概要と手続、人権条約の解釈適用、国際人権法の国内的適用など理論的側面を扱った総論と、差別禁止、少数者保護、生命権と死刑、表現の自由と限界、戦後補償、難民保護、犯罪人引渡し及び退去強制と人権など具

体的テーマに則して、地域的人権裁判所の判決や、国連の人権条約実施機関の見解と日本の裁判所判決を比較検討する各論とに分けて、主要には国内人権訴訟を想定した講義内容となっている。新しい事例や判例を採り入れつつもコアな部分は他のロースクールと共通している。受講する院生が、専門的知識を修得し深めるという意識で講義に臨んでくるし集中力もあるので、教える側としては正確な専門知識を涵養する点に気を遣う。日本が締約国となっている人権条約の国内実施からみても国際人権法に関する法曹教育は重要だが、司法試験と直結しない科目の受講生が減ってきていることに危機感を覚える。国際人権法の素養をもった法曹をいかに育てていくか大きな課題である。

他方、学部一般教育としての国際人権法の講義は、専門家養成のための体系的実務的講義である必要はないが、1回生から4回生の多様な学生を対象とした大講義であるため、講義内容の組み立てが難しい。国際人権法についての基礎的知識を提供しなければならぬ反面、1回生に法技術的側面について細部の理解を求めるのは難しい。そこで後者は思い切って捨象し、さまざまな具

体的事例を素材に、まず一般人の感覚から問題を捉え、国内裁判所及び国際人権機関の決定に示される考え方には違いがあるのか、あるとすればどの点がどういう理由で異なるのかを考えてもらうように講義の組み立てを心がけている。大講義では受講者の国際人権に対する興味をいかに喚起するかにまず気を遣うときが多い。話題になっている人権問題をとりあげるのもその一方法である。昨年度、ヘイトスピーチに関する京都地裁判決や最高裁の非嫡出子相続差別違憲判決を取り扱った授業は、学生の関心も高かった。そういう場合は、少々難しい専門用語があっても学生は食らいついてくる。

教員の側からすると体系的な知識を正確にレジюмеに記して、そのとおりに教える方に安心感があるが、学生の側からすれば、小樽公衆浴場外国人お断り事件とか二風合ダム事件のような具体的事例をまず紹介し、それを検討するためのヒントとなる論点をいくつか提示した上で、相当の授業時間を取って考えをまずメモ書きさせそれに基づき討議した後で、差別禁止や少数者の権利保護に関する国際人権条約の基本原則についてまとめるといった方式の方が喜ばれる。しかし90分の大講義でこれを行うのはなかなか困

難であり、時間をかけたわりに問題の本質に関する学生の理解を得られていないこともままある。

死刑制度の存置か廃止など、パワーポイントによる統計や画像の提示が、問題の理解を効果的に助ける場合もあるが、人権関連の各題材について常に入手できる効果的な画像や資料があるとは限らない。レジюмеの作り方についても、膨大な資料よりも、簡潔な資料を付した短いノート風のレジюмеが学生には好評であるが、「ノート代わりになるレジюмеを作ってしまうと学生の勉強のためにならない」という意見も当然あり、選択はなかなか難しい。日本では学生にいかに予習をさせるかが依然として大きな問題である。

というわけで毎年、シラバスやレジюме、パワーポイントを少しづつ手直ししながら進める講義ではあるが、授業を進めていくにつれ、例えば拉致問題や戦後補償の問題など現実に生起するさまざまな国際人権問題を積極的に学ぼうとする学生が少なからずいることに大いに励まされる。この講義が少しでも国際人権に関する学生の関心と理解の向上に役立っているのであれば、今年度も試行錯誤しながら、講義に臨んでいきたい。

## 中世大和の一向宗と穢多村の真宗受容



研究センター研究員  
天理大学非常勤講師

吉田 栄治郎

近世大和の穢多村旦那寺院はすべて一向宗であり、近代以降は浄土真宗本願寺派・真宗大谷派に属した。本願寺派は盆地部から吉野郡・宇智郡に、大谷派は宇陀郡に分布し、寺院数では本願寺派が圧倒的多数を占め、主に摂津富田の本照寺と郡山光慶寺、曾根名称寺、曾我光專寺を、大谷派は箸尾教行寺を中本山とする。光慶寺と光專寺は本来仏光寺系であり、名称寺と教行寺は宗系不明だが、蓮如期以前に淵源する、つまりは本来非本願寺系

だった百済門徒を継承している。

以上は百済門徒の発生時期と宗系を除いて奥本武裕氏が明らかにしたことだが、しかしそこにいかなる歴史的事情が介在したかは未詳のままである。むろんこれは奥本氏の責任に帰すべきものではなく、史料不足が主な要因なのだが、それでも残された史料から垣間見えることもあり、いささかのことに触れてみたい。

『大乘院寺社雑事記』には康正3年(1457)3月19・20日の奈良町林小路の念仏者宅破却、翌長祿2年(1458)7月17日から10月20日までの長谷寺一向宗宅破却・一向宗坊主検断が記される。この念仏者・一向宗坊主を永島福太郎・田村吉永氏らは本願寺に属する者と考える。これに対して神田千里氏は念仏者らを本願寺とは別系として「大和一向宗」と呼び、曖昧な物言いにと止まるが時衆と見ている。

興福寺による念仏者・一向宗坊主検断前後の大乗院門跡尋尊と前門跡経覚の間に門跡職をめぐる軋轢があり、経覚と筒井氏との関係も良好ではなかったが、尋尊は経

覚と本願寺蓮如との縁戚関係を承知していた（『大乘院  
 寺社雑事記』文明6年閏5月3日条）。蓮如の本願寺留  
 守職継職は康正3年6月17日である。念仏者・一向宗坊  
 主が本願寺に属するなら検断記事に本願寺と経覚との関  
 係について何らか付言されてしかるべきだが一切ない  
 し、何より当の経覚自身の日記（『経覚私要鈔』）にも見  
 えな。とすれば、林小路念仏者や長谷寺一向宗坊主は  
 本願寺とは別系と見るべきものになり、神田氏の造語に  
 倣えば「大和一向宗」ということになろうが、問題は「大  
 和一向宗」を神田氏のように時衆と見るか、あるいは本  
 願寺とは別系の親鸞門徒と見るかである。

中世大和では時衆の影は薄く、梅谷繁樹氏が指摘する  
 ごとく長谷寺・当麻寺とのかかわりが散見される程度で  
 ある。また、赤松俊秀氏・宮崎円遵氏らは畿内時衆は仏  
 光寺に吸収されたと指摘しており、それらに従えば、鎌  
 倉末期の大和時衆教線に未詳の広がりがあったと仮定し  
 ても蓮如継職期以前にすでに仏光寺に吸収されていたは  
 ずであり、「大和一向宗」を時衆と見るのは適当ではない。

鎌倉期の非人が時衆を受容したことは『一遍聖絵』に  
 より明らかだが、その非人と近世の穢多につながる河原  
 者・細工との関係には種々の議論があつて、河原者・細  
 工と時衆との関係は慎重に考えるべきだとしても、大和  
 穢多村寺院中本山の光慶寺・光専寺はもと仏光寺系であ  
 り、教行寺は百済門徒を丸ごと引き受けているし、名称  
 寺は百済門徒の一派である。富田は仏光寺教線が早くに  
 浸透した北摂に位置する。

以上のことから、近世大和の穢多村寺院がすべて東西  
 本願寺に属したのは、河原者・細工が蓮如期以前に仏光  
 寺系親鸞門徒になり、仏光寺系の大部分が蓮如期に本願  
 寺に「帰参」したためと見ることに大きな誤りはなさそ  
 うである。仏光寺教化以前に河原者・細工が時衆を受容  
 していたことは当然予想されるが、鎌倉期の非人を母胎  
 にする近世の夙・万歳・神子村檀那寺院が一向宗・浄土  
 宗・融通念仏宗に分かれることをあわせ、そこに穢多村  
 の形成時期や歴史的特質を発見する手がかりが発見でき  
 るのではないかと考えている。

## 平和記念館と「満州」



研究センター専任研究員

田中 隆一

二〇一三年一月二日に、センターのセミナー「人権ゆかりの地」で戦前期の京都における満蒙開拓団・青少年義勇軍についてお話させて頂くにさいして、当該分野に関する各地での取り組みを合わせて調査する機会を得た。

ここでは長野県の満蒙開拓平和記念館、飯田市歴史研究所、茨城県の水戸市内原郷土史義勇軍資料館、滋賀県平和祈念館、舞鶴引揚記念館について紹介したい。

満蒙開拓平和記念館は、二〇〇六年に飯田日中友好協会が建設事業取り組みを採決して記念館の建設事業が開



満蒙開拓平和記念館

始され、二〇一三年四月に長野県下伊那郡阿智村にオープンした。JR飯田駅から路線バスで約三〇分の距離にある。長野県は戦前、最多数の満州移民を送り出した地域であり、同館は「平和・共生・友好の未来」創造を理

念として歴史資料の記録・保存・展示・研究を行い、後世に正しく歴史を伝えることを目的に設立された。具体的には常設展、企画展のほか、満蒙開拓語り継ぎ活動、日本語教室や帰国者サロン運営など中国帰国者への交流支援事業、さらに日中友好事業を主な活動内容としている。開拓団の中国現地での生活を復元する展示や、体験者へのインタビュー映像が上映されている。私が訪問した二〇一三年九月一四日にも、中島多鶴さん（元大八浪泰阜村開拓団）を語り部とする講演会が開かれ、多くの訪問者が熱心に耳を傾けていた。

また長野県には飯田市歴史研究所がある。地域遺産の再発見、地域市民との連携強化、地域アーカイブズ事業の充実を基本理念として、文書調査、歴史的建造物調査、オーラルヒストリー調査などの各種調査活動のほか、地域史講座・研究会、ワークショップを開催している。創設以来一〇年、自治体が運営する歴史研究所として、全国的にも特色ある優れた研究成果を公表してきた。今回、私が訪問して印象的であったのは、研究所の書架に

長野県内の満州開拓団に関する村役場などの第一線行政文書がずらりと配架されていたことである。一般市民がこのように身近に満州開拓団に関する行政文書を閲覧し、地域と自らの歴史について原史料を通じて知ること



飯田市歴史研究所

ができるのはきわめて貴重である。将来、他の自治体においても模範とすべき事例を提供するものと思われる。

茨城県水戸市にある「内原郷土史義勇軍資料館」は満蒙開拓青少年義勇軍の訓練所が設置された内原の歴史に



内原郷土史義勇軍資料館

焦点を当てた特色ある資料館として二〇〇三年に開館した。施設内には一九三八年の青少年義勇軍の創設から中国現地での生活に関連した実物資料の展示やフィルムでの紹介のほか、当時の訓練所の日輪兵舎が復元されている。附近には地蔵院内に義勇軍犠牲者慰霊碑があるほか、内原訓練所の碑や渡満道路などの関連遺跡もある。また最寄りの日本農業実践学園校内には青少年義勇軍創設を主導した農本主義者の加藤完治の銅像がある。

滋賀県平和祈念館は、二〇一二年三月にオープンした。東近江市、近江鉄道八日市駅からバスで約二〇分、愛東診療所・支所停留所下車という些か交通の不便な立地ではあるが、開館以来二年間で七万人以上が訪問している。八日市には戦前、飛行場があり、戦時中には軍事用としても利用されたため、同地に平和関連施設を設置するにいたった経緯がある。同館の事業として資料収集保存、展示・地域巡回展、ワークショップ・講演会・平和学習連続講座などの普及啓発事業、学校・地域での平和学習支援、ボランティア活動支援のほか、ホームページ上で

「バーチャル平和祈念館」も開設されている。本年一月（六月には、中国東北の琿春に派遣された滋賀県報国農場勤労奉仕隊についての企画展示「憧れの地・満州」が開催されており、三月には体験者の神戸幸子さんを語り部とする「戦争体験者お話し会」も催される。

京都府には舞鶴引揚記念館がある。舞鶴港は一九四五年一月から一九五八年九月まで六六万人に及ぶ引揚者、復員兵が帰国した港であり、同館は

一九八八年に開館された。一万二〇〇〇点に及ぶ貴重な資料を保管し、常設展示においてそのうちの一〇〇〇点が展示されているほか、現在「世界記憶遺産登録」を推進している。私が同館を訪問したのは、もう十年以上も前になるが、改めて訪れてみたい記念館の一つである。

言うまでもなく、戦前期の満蒙開拓団の派遣は国策として遂行された。人員の選抜・動員にさいしては地方行政機関を通じて実施さ

れた。しかしながら、こうした満蒙開拓団の歴史については、一部の地域を除き、あまり研究が進んでいない。その最大の原因は各自自治体の行政文書の保存・開示状況にある。聞くところでは、公文書に関する取り扱いも自治体ごとにまちまちなのが現状で、特に戦前期の行政文書の廃棄処分が懸念されている状況であるという。関係史料の保存・蒐集、開示が喫緊の課題である。



滋賀県平和祈念館

# 『いろはうたで詠む 女人禁制』 について



研究センター研究員  
関西大学他非常勤講師

源 淳子

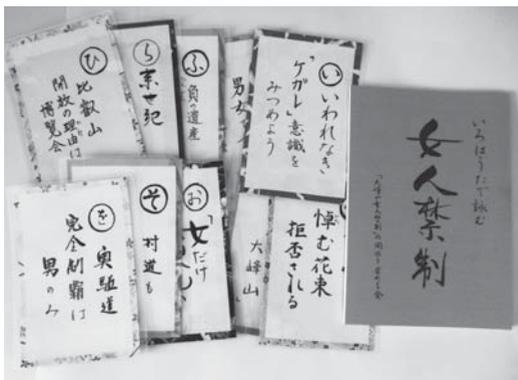
奈良県にある「大峰山」（山上ヶ岳）が現在もなお「女人禁制」であることは容認できません。「大峰山」側は、その理由を「二三〇〇年の伝統である」とか「神慮だ」（修験道の神のはからい）などと説明します。なかには「男の甘えを許してほしい」という寺院関係者もいます。

「大峰山女人禁制」の開放を求める会（以下、「開放を求める会」）を始めて一〇年が経過しました。署名活動、シンポジウムの開催、アンケート調査、本の出版（『女人禁制』Q & A 『現代の「女人禁制」解放出版社』、当事者への聞き取りなどを行い、開放を求めてきました。しかし、「大峰山」側の態度はいっこうに変わりません。否、現在の保守政権と軌を一にするほどかたくなな姿勢です。

一〇年間の運動を通じて、奈良県人でも「大峰山」の「女人禁制」を知らない人がいることに驚かされました。東京でも知人の話から知らない人が多いことがわかりました。わたしは毎年学生に「大峰山」のことを訊くのですが、ほとんどの学生が知りません。「のれんに腕押し」状態の運動は、ときに気持ちを萎えさせます。

わたしたちの一〇年間の開放運動はまだまだ途上にあるのです。そこで、「女人禁制」の事実をより広く知ってもらうために、

「いろはうたで詠むカルタ」の制作を考えました。いろはで始まる四八字に、三〇〇句を詠んだのです。そのなかから四八句を選出し、さらに一句ごとに四〇〇字内の解説をつけた冊子ができました。『いろはうた



で詠む『女人禁制』です。多くの人に読んでもらえるのではという期待が膨らみます。「開放を求める会」の一〇周年記念にもなりました。

句と解説文のいくつかを紹介します。

い いわれなき 「ケガレ」意識を みつめよう

「女人禁制」の理由は、女性の月経、出産の血の穢れでした。初期は期間限定の穢れでしたが、後に女性はいつでも穢れているとされ、神聖な山や神社仏閣に入れない存在と定められました。

お 「女だけ 何であかんの」 子に訊かれ

男性ならだれでも登ることができる「大峰山」に、子どもは「どうして? なぜ?」と問います。親として答えたいのに、応答できない親の苦しみです。

け 現実に 女人禁制 あちこちに

「女人禁制」は「大峰山」だけではありません。大相撲の土俵上で優勝杯を授与する官房長官や知事が女性なら土俵に上がることはできません。また、力士がつける化粧まわしに女性は触ってはいけないとされているそうです。大阪府下で行われるだんじりには、だんじりに乗ることが許されていません。京都の祇園祭の鉾も基本的には男性だけです。兵庫県淡路島の石上神社も「女人禁

制」です。神社の参道に入る前の鳥居の脇に「女人禁制」と刻まれた結界石が置かれ、女性は鳥居内の参拝を拒まれています。

き 今日とても 行く男送る 遙拝所

「大峰山」の修験者には女性もいます。その人数は山ガールと同じように増えています。しかし、女性は「大峰山」に登る男性を見送る役です。その場が結界門の前だったり、男性の修行場である「西の岨き」が見える遙拝所だったりするので、宗教にも性別役割分業があるのです。「男の甘え」ですますことはできません。

系 英文で 外国人女性も おことわり

二〇〇四年、「大峰山」側は英文の看板を結界門前に建てました。英文が読めるすべての外国人女性を登らせないためです。英文が読めない外国人女性には是非登ってほしいものです。

三月二二日、奈良市の男女共同参画センターで、「開放を求める会」の一〇周年記念集会を開催し、いろはうたで詠んだカルタをつくり、カルタとり会を行いました。賞品が手づくりのお菓子だったので、盛り上がりました。是非多くの方に『いろはうたで詠む『女人禁制』』を読んでいただきたいです。

## 「スマホ」雑感



研究センター研究員  
関西大学文学部准教授

### 山ノ内 裕子

スマートフォン（以下「スマホ」と表記）の利用拡大により、数年前から大学生たちの間では、複数の人数で連絡を取る機会として、SNSの一種の無料通話・メールアプリ、「LINE」を使うことが定番となっている。私のゼミでも、ゼミ生全員がスマホを使っており、ついにゼミの主たる連絡手段として、昨年春からLINEを導入することとなった。

自身は、学生たちへの連絡はメールの方が便利だと思っていたし、LINEは知らない人からいきなりメッセージが送られてきたりして、個人情報が出てしまうのでは、と導入には消極的であった。しかし学生からは、

初期設定さえ気をつければ、むやみに個人情報を開示してしまうことはないと言われ説得された。

また、LINEは「既読」機能があるため、メッセージを送った後、相手が読んだかどうか一目でわかるし、友だちとして登録した相手とは、音声通話も無料である。そして、スマホで撮影した写真やスクリーンショット（今見ているパソコンやスマホの画面内を、そのまま静止画像で撮影し、保存すること）で撮った画面の画像も、ワンクリックで添付できることから、メーリングリストや同報メールよりずっと使いやすくなった。学生たちがあまりにも熱心に勧めるので、ついに根負けして、LINEをダウンロードした。

LINEを使ってみて実感したことは、相手との距離感が非常に近いということ。ゼミ長が山ノ内ゼミ専用の「グループ」を作成し、私もゼミ長に続いて早速ゼミ生たちに登録のあいさつをすると、学生からは、顔文字やスタンプ（LINE独自の機能で、テキストメッセージに挿入できる様々なイラストのこと。有料のものもあるが、無料のものもたくさんある）も交えてチャットのような短文がどんどん届く。教室では物静かな学生たちも、LINE上ではやたら饒舌だ。

ゼミ内でのコミュニケーションだけでなく、本来の目的であった授業の諸連絡も、今までより随分スピーディーに行えるようになった。LINEの導入は、ゼミ生たちにとって、メンバーや教員との距離が縮まったと受け止められ、おおむね好評であるようだ。

それにしても、スマホの普及により、学生がパソコンを開く機会は大幅に減ったようだ。800字程度の小レポートだと、通学の電車の中で、スマホで作成する学生も珍しくはない。学生にとっては、パソコンを起動し、メールソフトやワープロソフトを立ち上げるというのは、面倒なことらしい。また、私の勤務先は、自宅通学生が多く、親とパソコンを共有している者が少なくない。大学から入学時に与えられたメールアドレスは、webメールでしか開かない学生が多く、使い辛いとのこと。かくいう私でさえ、簡単なメールの返信くらいなら、スマホかタブレットを使用することが多くなり、パソコンを開く機会は以前より少なくなつた。だが、長い文章をじっくり書くためには、やはりパソコンを使いたくなるのは、昭和生まれだからだろうか。

なお、学生に言わせると、旧来型の「ガラケー」こと

フィーチャーフォンでおなじみの、テンキーでの入力方法（「トグル入力」というらしい）をスマホで行うのは、時間と労力の無駄とのこと。平成生まれの学生たちのやり方は、スマホの画面上を指でシュッシュッと素早く縦横に動かして操作を行う、「フリック入力」だ。なんでも、フリック入力は、慣れるとパソコンのタッチタイピングと同等の早さでの入力が可能となるらしい。私は、フリック入力の練習アプリまでダウンロードして体得を試みたが、いくら練習しても身につかず、フリック入力はついに断念した。

幸い、LINEには、スマホ版だけではなく、PC版のアプリケーションがあるため、実は、学生へ送るLINEのメッセージの大半は、スマホからではなくパソコンで送信している。だから、私が送るメッセージは、学生のもものと比べると、やたら長くなるのである。

もし、LINEにPC版がなかったら、私はおそらくその都度、パソコンで下書きを行い、それを携帯アドレスに送信するという無駄な作業を行っていたに違いない。学生には全く信じられない話だろうが、今でも、長めの携帯メールを書くときは、パソコンを使っているほどだから。

人権問題シンポジウム

## 「職人への眼差し―手技・行商・都市民―」

開催報告

日時…二〇一四年三月九日(日)午後二時～午後四時三〇分  
場所…池坊短期大学

### 職人への眼差しというテーマ

第二部の前近代班では、センター一〇周年記念として  
公刊した『散所・声聞師・舞々の研究』(思文閣出版、



二〇〇四年)、そして、『救済の社会史』(人権問題研究叢書第一号、二〇一〇年)などを通して、「同和」というフレームにはおさまらない多様な差別に焦点を当て、社会的身分や職能民について検討を行ってきた。二〇〇八年度より、新たに「前

近代における職人と賤視・差別」という研究テーマを設定し議論を重ねてきた。本企画は、シンポジウムを通して研究成果の一部を広く府民・市民に還元しようとして開催された。

冒頭では、第二部の山路興造部長より、なぜ今、職人への眼差しを議論するのかについて企画趣旨が説明された。現在の社会で職人と言えば、専門の技術を習得して社会生活に貢献する存在であり、時に尊敬の眼差しを向けられる存在でもある。しかし、前近代においてそれらの技術は正当に評価されていたのだろうか。自給自足を原則とした身分制社会の中で、農耕民などの定住者とは違い、特殊な能力によって竹細工や木工品などを生産し税金などが免除される職人への眼差しとはどのようなものであったのか。この点を歴史的に検証することが、シンポジウムの目的とされた。

### 「職人歌合」に描かれた人々

最初に、家塚智子さん(センター研究員・宇治市源氏物語ミュージアム学芸員)は、「鎌倉時代・室町時代における職人への眼差し―職人歌合をめぐって―」と題して報告された。鎌倉時代から室町時代までの所謂「職人歌合」の中に、職人がどのように描かれていたのかに焦

点を当てられた。当時の貴族社会の中で職人に仮託し歌を詠み優劣を論じた「職人歌合」は、現在、

四種五作品が残されている。まず、『東北院職人歌合』（建保二年、一二一四年）は五番勝負、十二番勝負が伝わっており、様々な職業の人々が登場する。『群書類従』に翻刻されている「十二

番本」では、集まってきた人たちのことを「みちくものものども」と記載している。『鶴岡放生会職人歌合』（弘長元年、一二六一年）では、「道々の輩ども」と記載し、東北院での「職人歌合」については「諸道の歌合」と表現している。

続いて、『三十二番職人歌合』（明応三年、一四九四年）では、「いやしき身、しな同じきもの」と記載している。『七十一番職人歌合』（明応九年、一五〇〇年）では、「ろかな草のむしろ」と記載している。以上の「職人歌合」からは、職人の姿が「道」をキーワードにして描かれて



いることが分かり、また、室町時代になると「いやしき身」と、差別や賤視とも言える眼差しが見られることを強調された。

### 「職人」と「道々輩」

次に、河内将芳さん（センター研究員・奈良大学教授）は、「中世の「職人」と「道々輩」と題して報告された。家塚報告を受けて、まず、「職人」と「道々輩」という言葉の意味の違いについて、『日葡辞書』を手がかりに検討された。「職人」とは建築工に近いものであるが、「道の者」は芸能者に近いものであるとされた。そして、「職人歌合」という言葉は中世には存在しないものであり、「職人歌合」に登場する人々が実際に「職人」という言葉で捉えられていた訳ではないことを指摘された。

そのうえで、「道々輩」に対し、『東北院職人歌合』『鶴岡放生会職人歌



合』では、賤視や差別の眼差しは見られないが、『三十二番職人歌合』になると「いやしき身」と出てくるので、この点をどう考えるのが重要であるとされた。「職人歌合」の中では「みちくのもの」「道々の輩」と出てくるのであって、「職人」とは言えない。職人とは建築工などとして定着していき、「道々輩」は近世以降になると百姓や町人になる。その流れの一つに芸能民が位置し、さらに、差別を受ける人々が分化していくのではないかと提起された。

## 町と村の分化

最後に、村上紀夫さん（センター客員研究員）は、「近世の「町」と「村」——職人歌合」が「絶えた」時代——と題して報告された。家塚報告、河内報告を受け、近世について焦点を当てられた。江戸時代に入ると、町（都市）と村（農村）が分離していくことで、「職人歌合」のような歌を詠んで遊ぶという貴族文化より



も、『人倫訓蒙図彙』や『和漢三才図絵』といった多様な職業や仕事を網羅し分類した実用的なテキストが必要とされていたのではないかとされた。

とは言っても、都市と農村は相補的であり、多様化した職業も互いを必要とする社会関係にあるため、各々の役割を尊重するような平等意識も生じていた。しかし、交流と摩擦を重ねる中で、町と村という互いに異なる経済基盤やライフスタイルに起因する眼差しの違いも生じたことを付け加えられた。そして、双方の領域の中でも最も不安定な日雇い層や貧農層が近代以降、都市の賃労働者に転化し、差別の眼差しを向けられていくのではないかと指摘された。

## 賤視・差別と眼差しの距離感

後半のシンポジウムでは、差別・賤視と眼差しの関係が焦点となった。河内さんは、「職人歌合」は貴族のものの方があらわれたものであることを確認しつつ、描かれ仮託された人たちが自身や周囲の人たちの思いまでは分らないとされた。山路部長は、鎌倉期の「職人歌合」では「道々の輩」「みちくのもの」を差別するということは見られないが、室町期の「職人歌合」では、はっきりと「いやしき身」「しな同じきもの」「をろかなる草



のむしろ」という言い方をしており、「みちくものもの」に対する差別の萌芽があるのではないかと応答された。

一方で家塚さんは、この点を鎌倉時代と室町時代の「職人歌合」に登場する人々に対する眼差しの変化と捉え、差別意識とまで言えるかどうかは分からない

が、温度差はあると指摘された。村上さんは、江戸時代に限っても、職人には一括りにできない多様な姿があり、それを丁寧に細分化し整理する中で、眼差しの議論をすべきことを提起された。

山路部長は最後に、従来の「同和」ということで考えられてきた「えた」身分を中心とした差別の眼差しだけではなく、人間がもっているいろいろな意味での差別観を歴史的に自覚し、克服していく必要があるとし、一人一人がもつ眼差しを捉え直す機会にして欲しいと呼びかけられ、シンポジウムは閉幕した。

当日は一〇〇人近い来場者があり、職人と人権という今まででないテーマ設定に強い関心が寄せられたように思われる。安藤仁介所長が開会の挨拶で述べられたように、人間という生物が持つ異質性を排除する根源的な本性とどのように向き合うのか。そのヒントを歴史的に探ろうとする貴重な機会になったのではないだろうか。

(研究第二部専任研究員 山本崇記)



◆研究部門の紹介（二〇一四年四月一日現在・五十音順）

所長 安藤 仁介（副理事長、京都大学名誉教授）  
特別客員研究員 上田 正昭（理事長、京都大学名誉教授）

○研究第一部

研究部長 坂元 茂樹（同志社大学法学部教授）  
客員研究員 葉師寺公夫（立命館大学大学院法務研究科教授）  
専任研究員 杉木 志帆  
嘱託研究員 阿部 浩己（神奈川大学法科大学院教授）  
岩沢 雄司（東京大学法学部教授）

小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）  
北村 泰三（中央大学大学院法務研究科教授）  
徳川 信治（立命館大学法学部教授）  
中井伊都子（甲南大学法学部教授）  
西井 正弘（大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科教授）  
初川 満（愛知学院大学法務研究科教授）  
前田 直子（京都女子大学法学部専任講師）  
三輪 敦子（龍谷大学社会科学研究所客員研究員）  
村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

○研究第二部

研究部長 山路 興造（元京都市歴史資料館長）  
専任研究員 山本 崇記

〔近現代・現状班〕

客員研究員 本郷 浩二（京都産業大学他非常勤講師）  
嘱託研究員 秋定 嘉和（池坊短期大学名誉教授）  
井岡 康時（奈良県立同和問題関係史料センター所長）  
石元 清英（関西大学社会学部教授）

〔前近代班〕

客員研究員 村上 紀夫（奈良大学文学部講師）  
嘱託研究員 家塚 智子（宇治市源氏物語ミュージアム学芸員）  
宇那木隆司（姫路市教育委員会文化財課主任文化財専門員）  
河内 将芳（奈良大学文学部教授）  
川嶋 将生（立命館大学名誉教授）  
斉藤 利彦（佛教大学歴史学部准教授）  
下坂 守（奈良大学文学部教授）  
高橋 大樹（天津市歴史博物館学芸員）  
中野 洋平（国際日本文化研究センター研究部機関研究員）  
西山 剛（京都文化博物館学芸員）  
野地 秀俊（京都市歴史資料館非常勤嘱託員）  
山本 尚友（熊本学園大学社会学部教授）  
吉田栄治郎（天理大学非常勤講師）

○研究第三部

- 研究部長 仲尾 宏 (京都造形芸術大学客員教授)  
 客員研究員 水野 直樹 (京都大学人文科学研究所教授)  
 専任研究員 田中 隆一  
 嘱託研究員 安里 和晃 (京都大学大学院文学研究科特定准教授)  
 小川 伸彦 (奈良女子大学文学部教授)  
 倉石 一郎 (京都大学大学院人間・環境学研究科准教授)  
 高 賛侑 (京都ノートルダム女子大学他非常勤講師)  
 菅澤 庸子  
 高野 昭雄 (千葉商科大学商経学部准教授)  
 田中 宏 (一橋大学名誉教授)  
 鄭 栄桓 (明治学院大学教養教育センター准教授)  
 盧 相永 (大阪外語専門学校講師)  
 飛田 雄一 (公財) 神戸学生青年センター館長)  
 福本 拓 (宮崎産業経営大学法学部准教授)  
 藤井幸之助 (同志社大学嘱託講師ほか)  
 松下 佳弘 (京都大学聴講生・元京都市教育委員会指導主事)  
 宮本 正明 (立教学院史資料センター・学術調査員)  
 師岡 康子 (大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員)  
 梁 永厚  
 李 洙任 (龍谷大学経営学部教授)  
 リンシホーファー・ミンフレッド (大阪産業大学人間環境学部教授)

○研究第四部

- 研究部長 谷口真由美 (大阪国際大学グローバルビジネス学部准教授)  
 客員研究員 山下 明子 (奈良大学非常勤講師)  
 専任研究員 堀江 有里  
 嘱託研究員 斧出 節子 (京都華頂大学現代家政学部教授)  
 軽部 恵子 (桃山学院大学法学部教授)

○研究第五部

- 研究部長 上杉 孝實 (京都大学名誉教授)  
 客員研究員 平沢 安政 (大阪大学大学院人間科学研究科教授)  
 専任研究員 松波めぐみ  
 嘱託研究員 赤尾 勝己 (関西大学文学部教授)  
 島岡 まな (大阪大学大学院高等司法研究科教授)  
 菅原 絵美 (大阪経済法科大学法学部助教)  
 高田 恭子 (大阪工業大学知的財産学部准教授)  
 浜 矩子 (同志社大学大学院ビジネス研究科教授)  
 馬場 まみ (京都華頂大学現代家政学部教授)  
 マーサ・メンセダイク (同志社大学社会学部社会学部准教授)  
 源 淳子 (関西大学他非常勤講師)  
 山下 泰子 (文京学院大学名誉教授)  
 吉田 容子 (弁護士・立命館大学大学院法務研究科教授)  
 米田 眞澄 (神戸女学院大学文学部総合文化学科教授)
- 研究部長 上杉 孝實 (京都大学名誉教授)  
 客員研究員 平沢 安政 (大阪大学大学院人間科学研究科教授)  
 専任研究員 松波めぐみ  
 嘱託研究員 赤尾 勝己 (関西大学文学部教授)  
 阿久澤麻理子 (大阪市立大学大学院創造都市研究科教授)  
 伊藤 悦子 (京都教育大学教育学部教授)  
 岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)  
 熊本 理抄 (近畿大学人権問題研究所准教授)  
 住友 剛 (京都精華大学人文学部教授)  
 外川 正明 (公立大学法人鳥取環境大学環境学部教授)  
 友永 雄吾 (国立民族学博物館外来研究員)  
 中島 智子 (元プールの大学教授)  
 野崎 志帆 (甲南女子大学文学部教授)  
 藤原 孝章 (同志社女子大学現代社会学部教授)  
 古久保さくら (大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授)  
 村上登司文 (京都教育大学教育学部教授)  
 山ノ内裕子 (関西大学文学部准教授)

## 岡まさはる記念 長崎平和資料館



坂の多い長崎市の中心部、JR長崎駅からほど遠からぬ坂の上にある。

この「岡まさはる記念長崎平和資料館」は、すぐ近くには豊臣秀吉によって京都から連行、処刑された当時のカトリックの信徒と宣教師二六人の霊を祀る「二六聖人記念館」があり、わかりやすい。

この記念館開館のきっかけになった岡まさはる（正治）という人の名はすでに人びとの記憶から薄れつつあるかも知れない。彼は戦中、海軍士官で広島島の江田島海軍兵

学校教員の時、広島市の原爆投下に遭遇、その衝撃から、すぐさま戦争をやめるよう、昭和天皇に直訴することを企てた。原爆惨禍のあまりの酷さと戦争の無益さに気づいたからである。以後、この人の一生は自己のそれまでの人生に対する贖罪意識からもうひとつの被爆地・長崎の地で行動し、内外の人びとに働きかけていくことに全力を傾けることに費やされた。一九七一年には長崎市会議員に当選して三期勤めるが、その間、「長崎在日朝鮮人の人権を守る会」を結成、「長崎原爆朝鮮人犠牲者追悼碑」を建立、朝鮮人被爆者の実態調査を独力ではじめた。その活動の動機は「日本は唯一の被爆国」という名のもとに、広島、長崎でも被爆者の一割を占めていたとされる朝鮮人被爆者の犠牲が忘れられていることに気づいたからだという。そしてその人々は日本人と同じく被爆の犠牲となったことと同時に、故国の朝鮮半島から強制動員または強制連行によってみずからの意思に反して日本内地の軍需工場や土木工事に従事されていた、という二重の犠牲者であったこと、そして当時の日本と日本

人はそれらの人びとに対して加害の責任を負っていることに気づかねばならない、という。また彼は長崎忠魂碑違憲訴訟を提起し長崎地裁で一部勝訴した。ところが一九八三年に市議会で忠魂碑に対する公金支出の禁止を求めて訴えたところ、右翼団体の青年によって殴打され、治療八日間の負傷を負わされる。その他の脅迫、迫害は枚挙にいとまがない。その後、岡まさはるは一九九四年に七五歳でまだ早すぎる生涯を閉じた。そこで彼と長い間、ともに活動をしてきた人びとが、彼の収集した数々の資料や遺品をもとに、若い世代にこの人の一生を知ってもらうだけでなく、日本人は原爆投下を招いたことの被害者であると同時に植民地支配などの加害者でもあった、という事実を伝えようとしてこの記念館の開館にこぎつけたのである。その中心の一人が現在の「NPO法人岡まさはる記念長崎平和資料館」の理事長の高實康稔氏である。開館にあたっては有志の募金と労働金庫からの融資をうけて現在の場所の土地を購入、もと中華料理店であった建物を大改装して資料館として開館した。

そして運営は同市の市民たちであり、事務などの業務はすべてもと教員であった人々のボランティアによって運営されている。鉄筋四階建てのこの資料館に入ると、隅から隅まで、膨大な展示資料の群れに圧倒される。韓国・朝鮮人、中国人被爆者の実像を手始めに、強制動員の実態、日本によるアジア侵略の歴史、皇民化教育と思想統制、日本軍「慰安婦」、「南京大虐殺」「731部隊」コーナー、戦後補償コーナーなどのテーマが次から次へと現れる。それも当時の写真や新聞記事、そして当事者の手記など、第一級の資料が展示されているので、とても説得力がある。今、年間平均約五千人の入館者があるが、そのうち三千人は中・高校生だという。そして中にはうずくまって涙を流す生徒もいる。見学の感想を書き留めたノートには「どうしてこんな事をもっと私達の学校では教えないのでしょうか」「ほんとうのこともっと知りたい」という文章がある。高實理事長もボランティアの人もこのような文に励まされ、決して楽ではないこの館の運営に携わっている。

二〇一三年の夏には映画「アメリカから見た原爆投下の真実」を制作した米国のオリバー・ストーン監督とアメリカン大学のカズニック教授が来館し、シンポジウムも開いた。監督は見学の感想として「このような館は東京にもなければならぬ」と語ったという。

戦争の記憶が薄れ、「語りべ」も少なくなり、戦争の時代こそ日本が輝いていた、戦争中のことはもう済んだことだ、韓国・朝鮮、中国の人は日本から出ていけ、などという暴言が白昼まかりとおる現代の日本の中で、いつまでも残したい、数少ない、キラリと輝く資料館である。同館では展示のほか、日本の近現代史講座や映画上映会、「日中友好希望の翼旅行」なども開催している。

〔館名〕 岡まさはる記念長崎平和資料館

〔運営〕 NPO法人記念平和資料館

〔所在地〕 長崎市西坂町九一四

〔開館時間〕 午前9時より午後5時まで

〔休館日〕 毎週月曜日・年末年始

〔入館料〕 大人250円、高校生まで150円

〔交通〕 JR長崎駅より徒歩5分

〔TEL・FAX〕 095182015600

〔研究第三部長 仲尾 宏〕



# 岡まさはる記念 長崎平和資料館の展示例



## 世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円～  
1,575円(税込)

### 『人権問題研究叢書』

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価  
8,610円(税込)

### 創立10周年記念出版

#### 『散所・声聞師・舞々の研究』

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組んできましたが、その成果をまとめました。



◎定価  
1,890円(税込)

### 『人権歴史年表』

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



◎定価  
1,890円(税込)

### 『京都人権歴史紀行』

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



### 季刊「グローブ」(研究センター通信)

年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価 各号  
2,500円(税込)

### 『研究紀要』の刊行(年1回発行)

当センターでは、「国際的人権保障体制の研究」「平和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門で研究を行っており、毎年、当研究センター研究員の個人研究の成果を公表しています。

## 「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円(学生は5千円) 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グローブ』(季刊：年4回発行)『年報』の無償送付。  
・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付。  
・「講座・人権ゆかりの地をたずねて」の無料受講。  
・人権図書室所蔵の図書貸出サービス。  
・当センター主催の講演会等への優先案内。

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ。



### 公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] [jinken@kyoto.email.ne.jp](mailto:jinken@kyoto.email.ne.jp)